

# 地方分権ブームの中であえて問う！ 地方自治体にその能力と公正さはあるか！

## 美術館誘致をめぐる不条理劇の顛末

### ◎INDEX

#### 序章 地方分権礼賛への警鐘

- ・約束の不履行と失われた信頼、ルイス・C. ティファニー庭園美術館の撤退
- ・4年間待つも誠意ある対応皆無、そして提訴へ
- ・松江地裁も、広島高裁松江支部も、高速船について松江市の「虚偽の告知」と判示
- ・何故、当社の美術館を松江市役所内の紛争に巻き込んだか、その原因を明らかに

#### 1章 松江市と美術館の建設合意へ

- ・ルイス・C. ティファニー美術館建設用地を求めて
- ・名乗りを上げた島根県松江市
- ・誘致条件の提示と、協定書、確認書、合意書の締結

#### 2章 にわかに訪れた状況の悪化

- ・「高速船就航などの見通しが立たない」と松江市
- ・本計画中止の申し入れと松江市の虚偽告知による引き止め
- ・条件付きの土地購入と美術館の建設及び作品展示
- ・入場料に関する覚書

#### 3章 メディアの誤報はどうして起きたか

- ・松江市、報道機関を利用し世論操作か
- ・強きになびく多くのメディア
- ・新市長が当社に謝罪

#### 4章 松江市の背信と裁判の問題点

##### (1) 松江市の虚偽の告知と美術館建設用地購入・美術館建設の相当因果関係

- ・松江市、虚偽の告知
- ・「松江市と宍道湖漁協との協議」の内容

##### (2) 松江市の債務不履行

- ・レストランの債務不履行
- ・イングリッシュ・ガーデンの債務不履行
- ・噴水の債務不履行

#### 5章 新市長、理不尽な契約を強いる

- ・新市長、オープン直前に新しい契約を強いる

#### 6章 真実を求めて

- ・陰険なやり方が二度と起こらないことを願って

#### 終章 未来に夢を

- この苦難を、「再び美術館をつくる機会が与えられた」と前向きに考える
- ・新美術館の現況

#### 最高裁への上告は棄却となり確定

#### 松江市、土地を返還せず現在も不法占有

## 序章 地方分権礼賛への警鐘

### ●約束の不履行と失われた信頼、ルイス・C.ティファニー庭園美術館の撤退

地方分権の時代といわれます。行財政改革のトップ項目として、今やこれをアジェンダに掲げない政党はありません。国民の多くも、地方分権という言葉の向こうに、活力を再生したこの国の明日を見ようとしています。

しかし、そこには落とし穴もあります。地方自治体の首長が、権限にふさわしい能力と公正さを欠いた場合どうなるでしょうか。当社（グレコ・コーポレーション株式会社、或いはその親会社を、本稿では便宜上当社といたします）は、地方都市の島根県松江市と取り組んだ美術館事業を通じ極めて残念な事例に直面いたしました。行政の約束不履行と相互信頼の崩壊の中で、平成19年3月末日を以って、ルイス・C.ティファニー庭園美術館は、心ならずもオープンから6年で撤退いたしました。

美術館新築工事半ばの平成12年5月6日、美術館を誘致した当時の市長、宮岡寿雄氏が任期中に急逝。同年6月18日、松江市長選挙が行われ新市長に松浦正敬氏が就任し、暫くすると状況は一変したのです。

### ●4年間待つも誠意ある対応皆無、そして提訴へ

新市長らは、松江市と当社の美術館の問題にもかかわらず、当社と一度も話し合いをすることなく、美術館のことに関しNHK松江放送局の記者に事実と異なる説明を行いました。しかもNHK松江放送局は、当事者の一方である当社に一度も取材せず、報道の原則である裏付けをとることもなく、事実と相違することをテレビニュースで報道しました。これが“ことの発端”です。

新市長らは、前市長が美術館誘致時に当社に約束した諸約束事を反故にしたり、報道機関に事実と異なる説明を行い当社の名誉を深く傷つけるなど、その後も誠意ある対応は皆無でした。当社が今までに培ってきた信用を守るためには、事実関係を明らかにする以外ないと判断し、平成16年10月18日に松江市を提訴するに至ったのです。当社は提訴を決断するまでに松江市の誠意ある対応を信じ、NHK松江放送局がテレビニュースで事実と相違する報道をした平成12年8月31日から約4年間、提訴するのを控えました。本稿でその事実関係を明らかにし、併せて安易な地方分権礼賛への警鐘にしたいと考えています。

### ●松江地裁も、広島高裁松江支部も、高速船について松江市の「虚偽の告知」と判示

松江地裁は、松江市が美術館の誘致時に約束した高速船について、「現在、高速船は発注済である」などと説明したことは「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しの告知であり、説明義務に違反しており、違法な行為であったといえるべきである」と、平成20年12月22日、判示しました。

この松江市の違法行為は、広島高裁松江支部においても、「虚偽事実等の告知は、控訴人（当社）と被控訴人（松江市）間の平成9年7月28日の3合意に基づく説明義務に反するものである・・・」、「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しを告知したことは行政を行う立場にある者として行ってはならないことであり、不適切な言動であったといえる」と、平成22年2月5日、判示しました。

高裁は、松江市が「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しを告知した・・・」としながら松江市の責任を認めず、「・・・不適切な言動であったといえる」という判示は、あまりにも当社に不公平な判示ではないでしょうか。

## ●何故、当社の美術館を松江市役所内の紛争に巻き込んだか、その原因を明らかに

前市長から、「ルイス・C．ティファニー美術館をこの地域の核として招き、活性化を図りたいと考えています。是非とも宍道湖畔に美術館を建設してください」などと、とても熱心なお話を当社にいただきました。

前市長の強い要請にお応えして経済情勢の著しく厳しいときでしたが、当社は全力を挙げて美術館を着工いたしました。ところが美術館の誘致を熱心にされた前市長が任期中に急逝され、新市長になると状況は一変しました。美術館の竣工間際に新市長は突然、当社の美術館を松江市役所内の紛争に巻き込んだのです。新市長が紛争に巻き込んだ原因は松江市に功績のある前市長（前市政）を批判するためか、それとも前市長が美術館誘致時に当社に約束した諸約束事を潰すためか、或いはその他の原因なのかなどを明らかにするため、新市長の証人尋問を裁判所に申請いたしました。松江市が拒否したため実現せず、何が原因で当社の美術館を紛争に巻き込んだのか未だに分かりません。このような理不尽なことが何故、起こったのか原因を明らかにする必要があります。

平成22年6月30日、当社は地方自治体を所管されている総務省・原口一博総務大臣に新市長がマスコミを利用し突然、当社の美術館を松江市役所内の紛争に巻き込み、大勢の人を騒然とさせた原因を調査していただくようお願いいたしました。また松江市が約束した高速船について、高裁は「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しを告知したことは行政を行う立場にある者として行ってはならないことであり・・・」と平成22年2月5日、判示したので、松江市の違法な行為が明らかになりました。このようなことが2度と起こらないよう総務省にご対応をお願いいたしました。新市長は自治省（現在の総務省）出身ですが公平な調査・対応を願うものです。

## 1章 松江市と美術館の建設合意へ

### ●ルイス・C．ティファニー美術館建設用地を求めて

当社はアメリカの装飾美術の巨匠、ルイス・C．ティファニー（1848～1933）の作品を中心に収蔵しており、収蔵作品についてはアメリカの著名な19～20世紀装飾美術研究家も「ルイス・C．ティファニー作品の質の高さ、領域の広さ、更に世界で初めてティファニーの12の芸術分野の傑作を収集することができたことからティファニーの世界的コレクションである」と高く評価しています。当社は、重要なルイス・C．ティファニーの作品群を地震から守り、収蔵するのに相応しい場所に「免震構造の美術館」を建てようと美術館建設用地を探していました。

### ●名乗りを上げた島根県松江市

美術館の誘致をいただきました幾つかの候補地の中から、美術館移転先の検討を進めていた平成9年3月のことです。国際文化観光都市・松江市から積極的な誘致がありました。その後、具体的な話として「市立中学校跡地が遊休地として空いているので、その遊休地に加え隣接する市の給食センターの移転や、民間所有地の購入・立ち退きをして、その土地の一部を美術館建設用地として売却する。そして、残りの用地に松江市が設営予定のガラス工芸館をつくり、美術館の集客を支援する」というのです。

他の美術館誘致先に比べ、松江市の誘致活動の熱心さは際立っていました。「美術館をこの地域の核として招き活性化を図りたいと考えている」。さらに「採算の厳しい文化事業が成り立つよう集客を図り支援する」と力を込めて語ったのです。そして、名古屋で仮オープンしていた「ルイス・C．ティファニー美術館」を当時の市長や幹部職員が熱心に鑑賞されました。その後、ほぼ全員の松江市議会議員、松江商工会議所の会頭をはじめ、松江市の財界重鎮も次々と来名、「ルイス・C．ティファニー美術館」を鑑賞されたのです。暫くすると、松江市から「今、松江ではティファニーの話で盛り上がっています。市を挙げて応援しますから、是非とも松江にティファニーの美術館をつくってください」という強い要望がありました。

## ●誘致条件の提示と、協定書、確認書、合意書の締結

松江市は、美術館の誘致に際し当社に次の条件を提示しました。

- ・遊覧船、水上タクシー、湖北芸術文化村（ルイス・C．ティファニー庭園美術館）と出雲空港との定期船（高速船）及び湖北芸術文化村と島根県立美術館との定期船（高速船）の船着き場（栈橋）を設営する。
- ・ガラス工芸館をつくり、美術館の集客を支援する。
- ・市内遊覧バス（レイクラインバス）を路線延長する。そのバスの運行は、原則として15分間隔とし、次発のバスが到着するまで客待ちのため待機させる。
- ・無料駐車場を設ける。
- ・美術館の建設に助成金を出すなど、文化事業に協力する。

松江市の美術館誘致は熱心で、当社に提示する美術館への支援態勢は極めて具体的でした。しかも松江市は美術館の誘致声明を新聞で既に発表していました。松江市のあまりの熱心さに当社は、誘致に応じることを決定したのです。当社は美術館建設用地を松江市から購入する前でしたが、松江市の強い要望に応じ平成9年7月28日、松江市と当社との間で美術館建設のための協定書、確認書、合意書を取り交わしました。その後、松江市は本計画予定地にある市の給食センターの移転や、民間所有地の購入・立ち退きなどの準備を進めることとなりました。

## 2章 にわかに訪れた状況の悪化

### ●「高速船就航などの見通しが立たない」と松江市

平成10年になると、経済情勢はそれまでと様変わりし、急激に悪化の道をたどり始めました。のちに金融危機の年として記録される平成12年に向かって景気は急降下。金融機関の倒産が相次ぎ、金融システムそのものが崩壊の危機にさらされていったのです。

このような経済情勢のとき、平成10年5月13日から15日にかけて松江市と当社で本計画について打ち合わせを行いました。そのとき、松江市から、「遊覧船、水上タクシー、湖北芸術文化村（ルイス・C．ティファニー庭園美術館）と出雲空港との定期船（高速船）及び湖北芸術文化村と島根県立美術館との定期船（高速船）による水上交通や、宍道湖の噴水整備の見通しが立たず、美術館のオープンに間に合わない」と申し出がありました。高速船による水上交通就航は当社が誘致を受け入れた最も重要な理由でした。この約束を松江市は、実現の見通しが立たないというのです。

当時、松江市はまだ本計画予定地にある市の給食センターの移転や、民間所有地の購入・立ち退きも一切、行っていないときでした。このような状況に加え、当社の取引先銀行4行のうち2行（日本長期信用銀行、日本債券信用銀行）が経営危機に陥る（暫くして破綻）という思いもよらぬ出来事に直面することとなり、経済情勢もさらに悪化していました。当社は、この段階なら松江市も当社も実損はなく、また、前述の通り、松江市が美術館誘致時に約束した諸約束事の実現の見通しが立たないとの申し出もあり、更に松江市が行う周辺整備費に莫大な費用がかかるとお聞きしましたので、本計画を中止すべきと判断するに至りました。

### ●本計画中止の申し入れと松江市の虚偽告知による引き止め

平成10年5月中旬、当社は本計画の中止を松江市に申し入れました。しかし、同年6月3日、松江市は当社に対し計画を実施して欲しいと、ひたすら懇願を繰り返しました。松江市が当社に美術館を建設させるために、平成9年7月28日付の協定書、確認書、合意書に記載してあることは必ず実行しますと説明があり書面が当社に送られてきました。この書面に記載してありました主なことは以下の通りです。この中には、のちに裁判所も虚偽と認める「高速船は発注済み」という告知が含まれていました。

- ・高速船は発注済である。その後、関係機関との協議により見通しが立ち、近く航路認定（松江港～出雲空港）がおける見通しである。この船を湖北芸術文化村（ルイス・C・ティファニー庭園美術館）に寄港させることについては関係機関と市が協議した結果、浚渫、漁業補償について解決の見通しが立ったので、県と市が責任を持って2001年4月までに寄港することを確約する。
- ・宍道湖の美術館前に噴水を設置する。
- ・市内遊覧バス（レイクラインバス）を路線延長する。そのバスの運行は、原則として15分間隔とし、次発のバスが到着するまで客待ちのため待機させる。

その後も日本経済は悪化の一途をたどりました。この頃は、まだ松江市から美術館建設用地を購入していないときでしたので、平成10年12月、当社は再び本計画の中止を松江市に申し入れました。しかし、松江市は聞き入れず、本計画実施の懇願を繰り返すのみでした。

暫くすると、松江市から当社に次の説明がありました。

- ・美術館の集客を支援するためにつくるとしていたガラス工芸館を、イングリッシュ・ガーデンに変更する。同ガーデンを美術館に併設し「国内でも屈指の庭園」にして、集客を支援する。
- ・レストランは、松江市のイングリッシュ・ガーデンにも必要だから、レストランを併設し、美術館の集客を支援する。
- ・誘致のときに約束した諸約束事は守り、全力を挙げて集客を支援する。

### ●条件付きの土地購入と美術館の建設及び作品展示

平成9年7月28日付の確認書では「土地を購入した後7年以内に美術館を建設しないときは、甲（松江市）にその土地を前条（2）に記載の金額で無条件に売却し、この間の金利は付きません」と明記されています。つまり、松江市から美術館建設用地の購入後でも当社は、美術館建設を中止することができたのですが、当社はあえて松江市の立場も考慮し美術館建設用地の購入前に中止を申し入れたのです。

前述の通り、松江市から「高速船は発注した。誘致のときに約束した諸約束事は守り、全力を挙げて集客を支援する」などとの確約がありましたので、当社は美術館建設を決意し、平成11年6月14日、松江市から美術館建設用地を購入、平成11年8月21日に着工、平成13年2月23日に竣工いたしました。なお、美術は「純粋美術」と「装飾美術」に大別できるのではないのでしょうか。「当社の美術館は、装飾美術館になります」と松江市に当初にご説明いたしました。

このころ、経済情勢が著しく悪化する状況でしたが、当社は「松江市が懇願される美術館を建設する」という目的達成のための一つの方法として、美術館建設用地の購入予定面積17,000㎡を8,500㎡に縮小いたしました。この縮小については「ティファニー美術館だけをつくっていただければ、異議はありません」と当時の助役のお話でした。美術館建築延床面積は、松江市と当社の間で締結した平成9年7月28日付の合意書では「建築延床面積は4,000㎡を目途とする」と記載されていましたが、竣工時には松江市と合意していた建築延床面積を約40%上回る5,550.37㎡の規模とし美術館だけでも一層、魅力のあるものとなるよう工夫いたしました。

当社の収集作品は、20世紀アメリカ装飾美術の巨匠、ルイス・C・ティファニーの歴史的な傑作「ヘレン・グールドの風景（通称：鹿の窓）」や、およそ100年の時を経て今も燦然と輝き続けるティファニーの三大テーブル・ランプ、「ヴァージニア・クリーパー（アメリカ蔦）」、「ロータス（睡蓮）」、「蜘蛛の巣」をはじめとした12の芸術分野の傑作を集めた作品群です。松江市との約束では、ティファニー作品を展示することになっていました。

しかし、当社は欧米の芸術に影響を与えた浮世絵や陶磁器などの日本美術や、その影響を受けたジャポニスム作品を新たに収集し展示するガイダンス・ルームを設けることといたしました。更に、ティファニーと同時代に活躍し、ジャポニスムの影響を受けたアール・ヌーヴォーを代表する巨匠の傑作の数々を新たに収集し展示するパリ・サロンも併せて設けることといたしました。

作品の展示は、ティファニー作品を単に展示するだけでなく、ストーリーのある美術館を目指し、西洋の芸術家やティファニーが心酔したジャポニスム作品などを採り入れ、展示作品は300点ほど展示することといたしました。松江市とは、150～200点を目途に展示する約束でした。

### ●入場料に関する覚書

松江市と当社は、入場料の取り扱いに関し、平成11年8月18日、「入場料に関する覚書」を締結し、松江市が設営するイングリッシュ・ガーデンと当社が設営する美術館を、入場料の一括徴収方式とし、不可分一体の施設として有機的に運営して双方の共存共栄を図るものとなりました。

当時の市長が任期中に急逝され平成12年6月18日から新市長となりました。新市長は、前市長印のある契約書を同年9月12日の松江市議会で「こういった協定書、あるいは覚書という形でございますが、これらいずれも仮契約としての意味を持っているわけでございます・・・」などと前市長印のある正式な覚書であるにもかかわらず、事実と相違する答弁をしました。

## 3章 メディアの誤報はどうして起きたか

### ●新市長ら、報道機関を利用し世論操作か

新市長らは報道機関に対し事実と相違する説明をしました。その説明を受けた松江市取材したNHK松江放送局の記者は、当事者の一方である当社に一度も取材をすることなく、報道の原則である裏付けをとることもなく、平成12年8月31日から同年9月19日の間にテレビニュースで当社のことに関し事実と相違することを4回に亘って報道しました。そのとき、NHK松江放送局の記者がアナウンサーと共にテレビで報道した主な内容は次の通りです。

記者の表現1. (レストラン建設について) 利益を生むための事業、つまり一部の会社が儲けるための事業に、まあ、税金を投入するわけにはいきません・・・。

真 実. 松江市がレストランをつくることは、平成11年12月21日に松江市議会において議決されています。(議決されたことは松江市から当社に説明がありました。)松江市から「この地では夜間の営業が難しく、借りる人がいないので、レストランを借りて欲しい」と当社にお話がありました。当社は「地元の老舗の有名店に借りていただくのが複合施設の活性化になります」と、松江市にレストランをお借りすることをお断りいたしました。その後、松江市から「松江市の公社ではレストランをつくっても運営するのは得意ではないので、借りて欲しい」と、再三の要望が当社にありました。

NHK松江放送局の記者は、レストラン計画を運営会社のために「税金投入」という表現で報道し、当社があたかも税金を食いものにしているような表現をNHK松江放送局のテレビニュースで報道し、当社の信用を傷つけ、地域の人達に誤解を与え美術館に対して不快感を誘発するかの如き報道をしました。

記者の表現2. 運営会社のために松江市がレストランを建設したり・・・。

真 実. 前記「記者の表現1」をテレビニュースで報道してから、12日後に繰り返し、当社が税金を食いものにしているような印象を視聴者に与えました。

記者の表現3. 湖北芸術文化村(松江市のイングリッシュ・ガーデン)の建設をめぐるは、民間企業が経営するためのレストランを松江市が税金で建設していたことが明らかになったり・・・。

真 実. 前記「記者の表現1」をテレビニュースで報道してから、19日後に再三に亘り繰り返し、当社が税金を食いものにしているような印象を視聴者に与えました。

記者の表現4. 覚書という仮契約の形にしる、議会の承認を得ないまま事実上、決めていたというのは議会を無視していることになるわけなんですよ・・・。

真 実. 平成11年8月18日、松江市と当社で締結した「入場料に関する覚書」は、松江市のイングリッシュ・ガーデンの入園料は松江市が決め、当社のルイス・C・ティファニー庭園美術館の入館料は当社が決め、この二つを合算したものを入場料とすることで取り決めたものであり、前市長印がある正式な覚書です。「仮契約」という報道は、全くの誤報です。

記者の表現5. 企業側のいうままに入場料金を決めたりするなど問題が相次いで表面化していません・・・。

真 実. 前記「記者の表現4」をテレビニュースで報道してから、7日後に繰り返し、覚書に入場料金のことが記載してあるにもかかわらず「企業側のいうまま」という間違った報道をしました。

記者の表現6. 入場料金につきましては、相手の企業側がパンフレットやインターネットなどを使って、既に公表しているわけなんですよ。まだ手続きが終わっていないにもかかわらず、松江市もその企業に追随するような形で公表せざるを得なくなった。もう事実が先に先行してしまっているということなんですよ・・・。

真 実. 平成11年5月19日、松江市より「入場料金・一括入場方式などのことをリーフレット、パンフレットに記載しても結構です」との許可を事前に書面にて当社はいただきましたので、リーフレットなどに掲載し販促活動を始めました。「松江市もその企業に追随するような形で公表せざるを得なくなった・・・」という報道は、誤報です。

記者の表現7. できる約束とできない約束をきちんと区別し、毅然とした態度で企業側と対応することが松江市に求められています・・・。

真 実. 前市長が美術館誘致時に当社に約束した諸約束事は、市長が代わっても守る義務があります。約束をしてから安易に一方的に破棄したり、変えられるものではありません。誠実義務、商道德を全く無視した報道です。

記者の表現8. 資金の目途が立たなかったために、まあ、会社側はレストランは松江市が建設するように強く働きかけていまして・・・。

真 実. 前述の通り、経済情勢が著しく厳しい時でしたが、当社は当初に松江市と合意した美術館建築延床面積4,000㎡を約40%上回る5,550.37㎡に拡大、合意した以上の規模として魅力あるものといいました。

松江市と当社で締結した平成9年7月28日付の合意書では、ティファニー作品を展示すると決まっていた。しかし、当社は松江市とお約束した以上の魅力ある美術館にして、少しでも松江市の活性化のお役に立つことができればと思いました。そこで、欧米の芸術に影響を与えた浮世絵やジャポニスム作品を収集し展示することといたしました。更に、ティファニーと同時代に活躍し、ジャポニスムの影響を受けたアール・ヌーヴォーの巨匠、エミール・ガレの家具制作における初期の記念碑的な作品「秋の道」サイド・ボードをはじめとしたアール・ヌーヴォーを代表する巨匠の傑作の数々を収集し展示することといたしました。資金の目途が立たなかったら当初、松江市と約束した美術館延床面積から約40%増床したり、ティファニー作品以外の芸術分野の作品を新たに収集するような拡充計画は実現できません。

レストランは、松江市が設営するイングリッシュ・ガーデンにも必要ですからと、松江市議会の議決を得てつくり始めたのです。しかし、この一連の事実と相違するNHK松江放送局のテレビニュースの報道をきっかけに松江市はレストラン計画を中止して休憩室にしたのです。何故、NHK松江放送局はレストラン計画を潰すような報道をしたり、当社の信用不安を煽るような報道をしたのでしょうか。

以上のような事実と相違するNHK松江放送局のテレビニュースの報道は、新市長らの一方的な説明を鵜呑みにして報道した結果ではないでしょうか。どうしてNHK松江放送局は当社に一度も取材せず、報道の原則である裏付けをとることもなく、事実と相違することをテレビニュースで報道したのでしょうか。新市長らは、報道機関をミスリードして諸約束事を履行しなくても済むように図ったのではないのでしょうか。地方では、「報道の原則である裏付けをとることもなく報道する」ことが許されるのでしょうか。

当社は、新市長らの事実と相違する発言に端を発した報道に関し、NHK松江放送局へ出向き「なぜ当社に取材せず、裏付けをとることもなく、事実と相違することを報道したのですか」と抗議いたしましたところ、NHK松江放送局の放送部長から「報道した記者に確認します。いずれにしても出来るだけ早くその記者を名古屋に伺わせませう」とのお話がありました。

暫くすると、NHK松江放送局の記者が当社名古屋本社に来社し、当社を取材せずに報道したことについて謝罪がありました。更にNHK日本放送協会の当時の会長に文書で抗議いたしましたところ、「この件に関するNHKの一連の報道は“取材した事実に基づき”松江市の対応や手続きに問題があったことを指摘したもので・・・」との回答がNHK松江放送局の放送部長から当社に書面でありました。

新市長らがNHK松江放送局の記者に事実と相違することを話したことは、明らかではないでしょうか。新市長らは、当社のことに関し当社と一度も話し合いをすることなく、事実と相違することをNHK松江放送局の記者をはじめ報道関係者へ伝えたのでしょうか。その後、NHKと新聞社合わせて8社もの報道機関が、当事者の一方である当社には一度も取材することなく、取材の原則である裏付けをとることもなく報道することになったのではないのでしょうか。

地方都市・松江市では、このようなことがまかり通るのでしょうか。当社は、この件に関しBPO（放送倫理・番組向上機構）のBRC（放送と人権等権利に関する委員会）に書面を提出し、審理を依頼いたしました。しかし、「報道があつてから1年以内に申し出る規定があり、1年を超えているので受け付けられません」とのことでした。これほど重大な誤報は、1年以内という規定を超えていても、例外として受け付けられるべきではないのでしょうか。

当社は、NHK松江放送局が事実と相違することを4回にも亘りテレビニュースで報道したことに対し、NHKを所管されている総務省 前菅義偉大臣に資料をお送りし、調査をお願いいたしました。

この件に関し、総務省情報通信政策局のご担当者から平成19年5月17日付の書面で回答が当社に送られてきました。その書面には「ご指摘のNHKの放送が、放送法第3条の2第1項第3号の規定（「報道は事実をまげないですること」）に直ちに抵触するとは認められないと判断いたしました」と記載されておりました。

どうして、前述の通り、NHK松江放送局は事実と相違することを報道し、しかも当事者の一方である当社には一度も取材することなく、取材の原則である裏付けをとることもなく報道しているのに「直ちに抵触するとは認められないと判断いたしました」という総務省情報通信政策局の回答は、とても合点がいきません。このような理不尽な報道が許されるのでしょうか。

### ●強きになびく多くのメディア

NHK松江放送局がテレビニュースで報道した平成12年8月31日から12日後に、第一波として地方紙の山陰中央新報、島根日日新聞が、13日後には第二波として全国紙の朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、そして地方大手紙の中国新聞が、まるで誰かの指示があつたかのように当社に一度も取材することなく「各紙が足並みを揃え、報道の原則である裏付けをとることもなく報道する」という、通常ではあり得ないことが続いたのです。前述の新聞6社の他に途中から産経新聞も加わりました。



これらの報道は、新市長らが報道機関に事実と相違する説明をしたことが第1の要因です。しかし、報道機関にも取材の原則である裏付けをとることもなく報道した大きな責任があるのではないのでしょうか。当社に取材があったのは、新聞各社が松江市だけを取材し4～5回報道してから後のことです。テレビニュースを見られた人達は、報道が間違っていることは全く疑わず、いくら当社が誤りを指摘して正そうとしても、ひとたびメディアで広められた事実と相違することを、一企業が修正するのはまず不可能です。ましてや、NHKのテレビニュースであれば、なおさら不可能です。各報道機関本社のチェックは、地方では機能しないのでしょうか。メディアには誇りを持って公正な報道に努めて欲しいと願うばかりです。

### ●新市長が当社に謝罪

平成12年11月27日、新市長から「多大なご迷惑をおかけしたことに對し陳謝いたすものでございます・・・」、「名誉を深く傷つけたものであり遺憾の意を表するものでございます・・・」などと記載した謝罪文が当社に提出されました。

更に、新市長が平成14年7月1日、新助役の伊藤忠志氏らと当社名古屋本社に来社し、「(うちの職員が)諸約束事はできもしないことを約束して、期待感を抱かせ申し訳ありません・・・」などと、謝罪しました。しかし、謝罪後も松江市の誠意ある対応は全くありませんでした。

## 4章 松江市の背信と裁判の問題点

### (1) 松江市の虚偽の告知と美術館建設用地購入・美術館建設の相当因果関係

#### ●松江市、虚偽の告知

##### 〈松江地裁の判示〉

松江地裁は、松江市が美術館の誘致時に約束した高速船について、「現在、高速船は発注済である」などと説明したことは「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しの告知であり、説明義務に違反しており、違法な行為であったというべきである」と、平成20年12月22日、判示しました。

その一方、地裁は「平成10年6月2日の時点では、平成9年7月28日の協定書、確認書、合意書によって、原告ら(当社)と被告(松江市)との間で、・・・同美術館を平成13年4月1日を目処にオープンさせる旨の合意が既に成立しており、さらに、平成10年2月26日には、上記土地のうち8,500㎡について平成10年4月末日までに売買契約を締結する旨の合意も成立していたことからすれば、原告(当社)の主張する上記各損害は、上記合意に基づいて当然に発生したものというべきであり、被告(松江市)の上記説明義務に反する行為との間に相当因果関係は認められないというべきである」と判示しました。

##### 〈地裁判示の問題点〉

①地裁は、「平成10年4月末日までに売買契約を締結する旨の合意も成立していたことからすれば・・・」と判示しています。

松江市より、「美術館は平成13年4月を目途にオープンして欲しい」との強い要望が当社に再々ありました。当社は、松江市が要望した平成13年4月に美術館をオープンするためには美術館をできるだけ早くつくり、美術品を展示する前に保存・展示環境の構築のため美術館内の換気・除湿に必要な期間(枯らし期間)や、電気・空調などの設備の慣らし運転、運営の準備期間を十分にとり、万全を期したいので松江市に美術館の早期着工の申し出をいたしました。これにより平成10年2月26日に松江市と当社は平成10年4月末日までに美術館建設用地の売買契約を締結する取り決めをいたしました。

しかし、暫くすると、平成10年4月末日までに松江市が当社に売却する予定の美術館建設用地は、松江市の見通しが杜撰だったのか、この用地の売却の用意ができていないことが分かりました。すなわち、松江市が当社に売却予定の民間所有地の購入・立ち退きが確定していないことが明らかになり、平成10年4月末日までに売買契約の締結は松江市の約束不履行で不調となりました。それなのに、どうして地裁は「平成10年4月末日までに売買契約を締結する旨の合意も成立していたことからすれば・・・」と判示できるのでしょうか。これは明らかに事実関係を精査しないままに下された誤判ではないでしょうか。

平成10年4月末日の時点で、松江市が当社に売却予定の民間所有地の購入・立ち退きが確定していないことは、平成10年6月3日に、松江市が当社に提出された「立退状況」及び「本計画地内の畑の地権者の立退状況」に明確に記載されています。

②地裁は、「被告（松江市）の上記説明義務に反する行為との間に相当因果関係は認められない・・・」と判示していますが、事実関係の精査がされていないのではないのでしょうか。

イ. 平成10年5月13日から15日にかけて松江市と当社で本計画について打ち合わせを行ったとき、松江市は、湖北芸術文化村（ルイス・C. ティファニー庭園美術館）と出雲空港などの定期船（高速船）の見通しが立たず、美術館のオープンに間に合わない、更に松江市が美術館誘致時に約束した諸約束事の実現の見通しが立たないとの申し出が当社にありました。高速船による水上交通就航は当社が誘致を受け入れた最も重要な理由でしたので、当社は本計画の中止を松江市に申し入れました。

ロ. ところが、その後、平成10年6月3日、松江市から「高速船は発注済である・・・県と市が責任を持って2001年4月までに寄港することを確約する」などと記載した書面の提出が当社にありました。そして、松江市が当社に売却する美術館建設用地の確保もできたというので、当社は平成11年6月14日に美術館建設用地を松江市から購入したのです。

どうして、地裁はこのような重要なことを判断しないで、相当因果関係がないと判示したのでしょうか。これは明らかに事実関係を精査しないままに下された誤判ではないのでしょうか。

### 〈広島高裁松江支部の判示〉

広島高裁松江支部は、高速船について松江市の「虚偽事実等の告知は、控訴人（当社）と被控訴人（松江市）間の平成9年7月28日の3合意に基づく説明義務に反するものである・・・」、  
「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しを告知したことは行政を行う立場にある者として行ってはならないことであり、不適切な言動であったといえる」と、平成22年2月5日、判示しました。

その一方、高裁は「控訴人（当社）が被控訴人（松江市）から高速船等に関する虚偽の事実を告げられたことと、控訴人（当社）が本件土地の売買契約を結んだこととの間には相当因果関係がないといわざるを得ず、法律行為の要素に錯誤があったとはいえない・・・」と判示しました。

また、「被控訴人（松江市）と宍道湖漁協との交渉状況からすると、本件土地の売買契約がなされた平成11年6月14日時点では、被控訴人（松江市）が説明していたほど定期高速船問題は進展していなかったものの、定期高速船の就航が不能と確定していたわけではない（証人・・・によれば、松浦市長就任後にも宍道湖漁協との交渉がある。）のであるから、この点でも、控訴人（当社）において、法律行為の要素に錯誤があったか疑問がある」と判示しました。

### 〈高裁判示の問題点〉

高裁は、「高速船等に関する虚偽の事実を告げられたことと、控訴人（当社）が本件土地の売買契約を結んだこととの間には相当因果関係がない・・・」と判示していますが、前述の〈地裁判示の問題点〉②イ. ロ. に記載の通り、相当因果関係があります。この判示は明らかに誤判ではないのでしょうか。

また、「相当因果関係がないといわざるを得ず、法律行為の要素に錯誤があったとはいえない・・・」と判示していますが、「相当因果関係がない」から「法律行為の要素に錯誤があったとはいえない」と解釈することは、不合理です。この両者に関係、結び付きはありません。相当因果関係の有無と錯誤の有無は、別の事柄、問題です。

平成9年7月28日付の協定書などは、松江市と当社において、松江市に美術館を建設するにあたり、その施設、役割分担などを明確にし、美術館をオープンすることが可能になるよう諸行為を行うべく協定したものです。それは、松江市と当社との間で「協議を重ねていく中で具体化していく」性格の協定です。これらの協定書などがあるからと言って、直ちに当社が松江市から美術館建設用地を購入することが確定的に定まったものとはいえません。

松江市の責任分担であった「宍道湖上の航路の開設」という水上交通が実現しないことになれば、当社が美術館建設に向けて進み始めた重要な理由、動機が失われることとなりますから、当社が平成9年7月28日付の協定書などを解除することもできたことは当然です。しかし、平成10年6月3日に、松江市は「高速船は発注済である。その後、関係機関との協議により見通しが立ち、近く航路認定（松江港～出雲空港）がおける見通しである。この船を湖北芸術文化村（ルイス・C・ティファニー庭園美術館）に寄港させることについては関係機関と市が協議した結果、浚渫、漁業補償について解決の見通しが立ったので、県と市が責任を持って2001年4月までに寄港することを確約する」、「誘致のときに約束した諸約束事は守り、全力を挙げて集客を支援する」などと確約がありましたので、当社は、松江市から美術館建設用地を平成11年6月14日に購入し、美術館を建設したのです。結果的に騙されてしまったのです。高速船などの約束と美術館建設用地購入及び美術館建設は密接な関係があります。

## ●「松江市と宍道湖漁協との協議」の内容

高裁は、高速船就航について、「原判決（地裁）が判示するとおり宍道湖漁協と協議をしてきたことが認められるし、・・・被控訴人（松江市）に債務不履行があるとはいえない」と判示しました。

しかし、松江市申請の証人（当時の都市建設部長）は、平成12年6月12日以降にやっと漁協側と1回協議をただけと証言しています。通常、最初は挨拶程度で終わるのが一般的であり、協議をしてきたといえるものではありません。また、協議や働きかけをしたからといって、約束した債務を免れられるというものでもありません。この判示も誤っているのではないのでしょうか。

## （2）松江市の債務不履行

### ●レストランの債務不履行

美術館に併設して松江市がレストランをつくる約束を守らなかったことも重大な債務不履行です。これに関し高裁は「美術館側がレストラン部分を借りなかったことに原因がある」から、松江市に債務不履行はないと判示しました。

前市長のとき、松江市は松江市が設営するイングリッシュ・ガーデンにもレストランが必要なので、松江市がレストランをつくり、美術館の集客を支援すると約束していました。そして、当社が名古屋で仮オープンしていた美術館に併設し運営していたイタリアン・レストラン、懐石料理店を前市長らが見られ、「松江市の公社などではレストランをつくっても運営するのは得意ではないので、レストランを借りて欲しい」との申し出が当社にあったのです。

賃貸条件は売上歩合の場合、松江市が賃貸している店が売上歩合の7%という実績があるので、そこと同じ条件になるよう検討しますとのお話がありました。その後、売上歩合にはできませんというお話がありました。そして、松江市から、「イングリッシュ・ガーデンに併設するレストランは、松江市が既につくって貸している店と規模、建設費、内装費などがほぼ同じなので、ここ

と同じ年間2,000万円の賃料で借りて欲しい」との申し出がありました。

当社は、「地元の老舗の有名店に借りていただくのが複合施設の活性化になります」と答えました。しかし、その後も松江市から当社にレストランを借りて欲しいと再三の要望がありましたので、松江市の申し出の通り年間賃貸料2,000万円で借りるご返事をいたしました。

新市長になり暫くすると、新助役が来社し、賃貸条件を今までの話の2倍以上の年間4,370万円で借りて欲しいと突然、言い出されました。当社は、その条件で借りる方がいれば、条件的にはその方のほうが遙かに松江市のためになるので当社は借りることをお断りいたしました。

当社は、松江市が賃料を2倍以上にして当社に貸さないようにしたことを債務不履行と主張していた事実はありません。前述の通り松江市は、前市長のとき、レストランをつくることについて「平成11年12月21日に松江市議会において議決されました」と当社に説明しました。

レストランは、松江市のイングリッシュ・ガーデンにも必要ですから、レストランをつくり、美術館の集客を支援しますと、松江市は当社に約束しました。当社が主張しているのは松江市がレストランをつくる約束を守らなかったという債務不履行です。ところが、高裁は当社が主張している債務不履行について判示せず、「美術館側がレストラン部分を借りなかったことに原因がある」と判示しました。レストランを当社が借りなければならぬ義務は全くありません。何故、このような誤判が起こるのでしょうか。

松江市は美術館が撤退し暫くすると、休憩室をレストランとして整備し第三者に貸してオープンさせました。レストランの賃貸条件は松江市が当社に提示した年間4,370万円ではなく、松江市のホームページの「松江イングリッシュガーデンレストラン出店者募集要項」によれば、売上歩合5%（平成20年度及び平成21年度については2%）で貸しています。松江市は、当社には「売上歩合方式は、たとえ売上歩合7%でも貸すことはできません」とお話をされていたのに、どうして、それよりも低い5%（平成20年度及び平成21年度については2%）で貸せるのでしょうか。このような行為をすることは、レストランをつくらなかった債務不履行だけでなく、誠実義務、商道徳にも反するものです。

### ●イングリッシュ・ガーデンの債務不履行

松江市は、イングリッシュ・ガーデンを「ロンドン近郊の名園『シシングハースト城庭園』のような優雅さと気品を備えた、国内でも屈指の庭園をつくり美術館の集客を支援する」と約束しましたので、美術館と一体となってそれを実行する債務を負っています。

しかし、松江市のイングリッシュ・ガーデンの管理は杜撰で手入れも不十分でした。質の低さが目立ちみずばらしいものでした。また、イングリッシュ・ガーデンの管理維持について、当然、オープン前に済ませていなければならない土壌づくりを怠っていたため、観光のベストシーズン（9月～11月）に毎年のようにショベルカーで大掛かりな土の入れ替え工事を行うありさまでした。

そのような状況であるにもかかわらず、高裁は「（松江市の）裁量で決めてすればよい」と、イングリッシュ・ガーデンを質の高い庭園にする債務を履行しないことを違反ではないとして、松江市が約束した国内屈指の庭園にすべき債務があることを無視し、債務不履行に該らないと判示しました。この判示は明らかに誤っているのではないのでしょうか。

イングリッシュ・ガーデンと美術館は一括入場方式のため一体です。このことからイングリッシュ・ガーデンの管理、品質を高める責任が松江市にあることは明らかです。松江市は当社に約束した国内屈指の庭園にすべき努力を怠りました。

高裁は、近隣の美術館の集客力を例に挙げ「庭園のすばらしさ」などが強く反映していると指

摘しています。これは、正にイングリッシュ・ガーデンが「国内屈指のイングリッシュ・ガーデンとしての品質」を備える状態になってさえいれば、集客に寄与することを高裁の判示自身が認めていることを示しています。しかし、当社が主張する松江市の債務についての債務不履行、不法行為につき、何らの判断理由を示していません。

前述の通り、松江市は営業時間中に大掛かりな土の入れ替え工事を行うので、それに対し、当社は、松江市にせめて工事期間中はイングリッシュ・ガーデンの入園料を無料にするか、或いは工事の実施は閑散期（12月～3月）に行って欲しいと再々、申し入れたにもかかわらず、松江市は全く聞き入れませんでした。

その後、松江市は、美術館が撤退し1ヵ月ほどすると、イングリッシュ・ガーデンの入園料を無料にしました。これは、松江市のイングリッシュ・ガーデンが、美術館が無くては無料にせざるを得なかった程度の質でしかなく、入園料をとれる程度の上質な庭園には至っていなかったことを端的に物語っています。

### ●噴水の債務不履行

松江市は、美術館誘致のとき、美術館の集客を支援するため、宍道湖の美術館前に噴水を設置すると当社に約束しました。このことは松江市申請の証人も、松江市が誘致活動をしている時から噴水を設置することを認めています。また、前述の通り、平成10年6月3日に松江市が当社に提出した書面にも、噴水の設置は記載してあります。

松江市が、宍道湖の美術館前に噴水を設置し集客を支援するとの約束を守らなかったことは債務不履行です。これに関し高裁は、「宍道湖の噴水については計画全体の中でそれほど重要な要素であったと認められない・・・」と判示しました。噴水が重要な要素であったかが問題ではなく、約束を守ったかどうか重要なのであり、この判示は明らかに誤っているのではないのでしょうか。

## 5章 新市長、理不尽な契約を強いる

### ●新市長、オープン直前に新しい契約を強いる

新市長は、美術館のオープン間際になって、松江市と当社との間で締結した平成11年8月18日付の「入場料に関する覚書」を失効とし、新しい契約を締結するよう当社に強いてきました。新しい契約を締結しなければ、美術館をオープンすることはできないというのです。

経済情勢が著しく悪化しているときでしたが、当社は松江市から何としても美術館をつくって欲しいとの要望を聞いてつくったのに美術館が完成すると、オープン間際に新市長は新しい契約を当社に強いてきました。その内容は「松江市が美術館を無償で借り上げて、公の施設とする。美術館の管理はそちらで行い、市は業務費として美術館の入館料収入を支払う。この条件を承諾しないと美術館のオープンは認めない」などと一方的で非常識なものでした。しかし、当社は既に新聞などでオープン日まで公表していました。美術館のオープンができない場合、美術館の信用が失われることは明らかです。不本意ながら、松江市が強いた新しい契約を美術館オープンの前日に締結せざるを得ませんでした。

当社は松江市から美術館経営に理不尽な契約を強られることとなりました。これにより経営の裁量権は松江市に移管となってしまいました。集客活動に影響する入場料の変更や割引券の発行などにも松江市の許可を得ないとできないなど制約を受けることとなりました。実際、「割引券の発行をします」と松江市に話したところ、松江市は拒否しました。

松江市が美術館を借り上げるという契約を当社に強いましたが、これは松江市が当社の美術館の運営に関し「予定の集客に達しない場合は松江市が経営責任をもつ」と確約しているから、集

客に責任をもつため、当社の美術館を借り上げたのでしょうか。しかし、松江市は集客に責任をもたないばかりか、非協力的でした。この「・・・松江市が経営責任をもつ」ことは、松江市と当社にて、主たることを協議し取り決めたことを平成11年10月14日付の書面に取り纏め、それぞれが確認し押印した書面に明記されています。

## 6章 真実を求めて

### ●陰険なやり方が二度と起こらないことを願って

前述の通り、「当社が松江市から高速船等に関する虚偽の事実を告げられたことと、当社が本件土地の売買契約を結んだこととの間には相当因果関係がない」との誤判に対し、当社は平成22年2月19日、最高裁に当社が松江市から虚偽の告知を受けて美術館建設用地として購入させられた土地代金及び美術館建設費などの一部、27億33万1,270円の請求につき上告いたしました。そして、同年4月9日、「上告理由書」及び「上告受理申立書」を最高裁に提出し、同年5月18日、最高裁から「記録到着通知書」が届き、審理されることとなりました。

事実関係をもとに、地方自治体と民間との信頼関係のあり方、地方分権の課題などを世に問うことが必要と当社は考えています。公正さに基づいた地方の自主自立、地方自治体と民間との実りある連携こそが、今後の地域活力の源になると信じるからです。ルイス・C・ティファニー庭園美術館の松江からの撤退とその後の高裁判決までをここに明らかにしたのも、民間会社が地方に進出する場合に同じような陰険なやり方が二度と起こらないことを願うからです。

「地方自治体と民間会社」との訴訟は、結果的に公正さを欠いた地方自治体よりの判示になることを危惧します。地方進出には地域性も十分考え、決断すべきと痛感いたしました。

## 終章 未来に夢を

### この苦難を、「再び美術館をつくる機会が与えられた」と前向きに考える

#### ●新美術館の現況

新市長らが“前市長が当社に約束した諸約束事を誠実に履行する義務があり、最も契約事を遵守する立場である”ことを自覚し、諸約束事のうち、どうしても実現が難しいものがあれば、新市長らは突然、報道関係者に事実と相違することを話さないで、先ず当社と誠意をもって話し合いをすべきでした。そうであったなら、今回のような訴訟には至っていなかったでしょう。もし、訴訟にならず円満に話し合いができていれば、ルイス・C・ティファニー庭園美術館は松江市が安住の地となっていたことでしょう。

今回は、心ならずも松江から撤退ということになりましたが、当社はこの苦難を、「再び美術館をつくる機会が与えられた」と前向きに考え、平成20年12月、関東圏に約20,000坪の土地を購入いたしました。自然環境の保全を目的に、1年間に亘る環境アセスメント調査を完了し、現在、美術館の設計は、設計事務所に依頼し作成している状況でございます。

平成22年6月30日  
グレコ・コーポレーション株式会社  
代表取締役社長 堀内 武雄

本稿担当部署 企画開発部  
F a x : 0 5 2 ( 5 8 6 ) 2 8 6 0

## 最高裁への上告は棄却となり確定

最高裁は、平成22年10月5日「・・・本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項（民訴法312条1項又は2項）に規定する事由に該当しない」等との理由で、最高裁への上告は棄却となり、確定となりました。

当社の親会社の上告理由は、「松江市による虚偽事実等の告知と損害との間に相当因果関係がないとの判断につき理由不備」、「イングリッシュ・ガーデンについての松江市の債務不履行につき判断不備（理由不備）」などの理由不備、理由齟齬です。しかし、この上告理由は認められず、故に損害賠償請求は棄却となりました。

官と民間との訴訟においては、先ず民間の勝訴が難しいということは一般に知られています。とは言え、最近では、民間が勝訴する判決も下りています。

しかし、今回、松江市は企業に美術館を建設させるために企業に虚偽の説明をするという卑劣な手法を用いました。松江地裁は、「(松江市側の)虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しの告知であり、説明義務に違反しており、違法な行為であったというべきである」と判示をしました。

更に、広島高裁松江支部においても「(松江市側が)虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しを告知したことは行政を行う立場にある者として行ってはならないことであり、不適切な言動であったといえる」と判示がありました。松江市側に虚偽の説明があったと判示があったにもかかわらず、松江市に求めた損害賠償請求は認められませんでした。このような裁判所の判断が妥当なのでしょうか。

官（地方自治体）の話は、疑いを持つまでもなく信用してしまいます。官（地方自治体）の話だから、或いは書面で提出されたので安心と、気を許してはならないと痛感しました。首長が変われば約束事は、あらゆる手法を用いて反故にしてくることもあるのです。官（地方自治体）は虚偽の説明をし、企業を誘致するような卑劣な行為を絶対に行ってはならないことでもあります。二度とこのようなことが起こらないことを願うものであります。

平成22年10月8日  
グレコ・コーポレーション株式会社  
代表取締役社長 堀内 武雄

本稿担当部署 企画開発部  
F a x : 0 5 2 ( 5 8 6 ) 2 8 6 0



## ルイス・C. ティファニー庭園美術館&イングリッシュ・ガーデン



〈高速船航路のパス：オープン前の販促、平成11年6月パンフレットなどに掲載〉

### 夢のアクセス

穴道湖畔の出雲空港から美術館へ高速船で横付けという

“夢のあるアクセス”は、松江市の虚偽の約束であったため実現しませんでした。  
パスは、松江市（前市長当時）から書面で許可を得てパンフレットなどに掲載したものです。



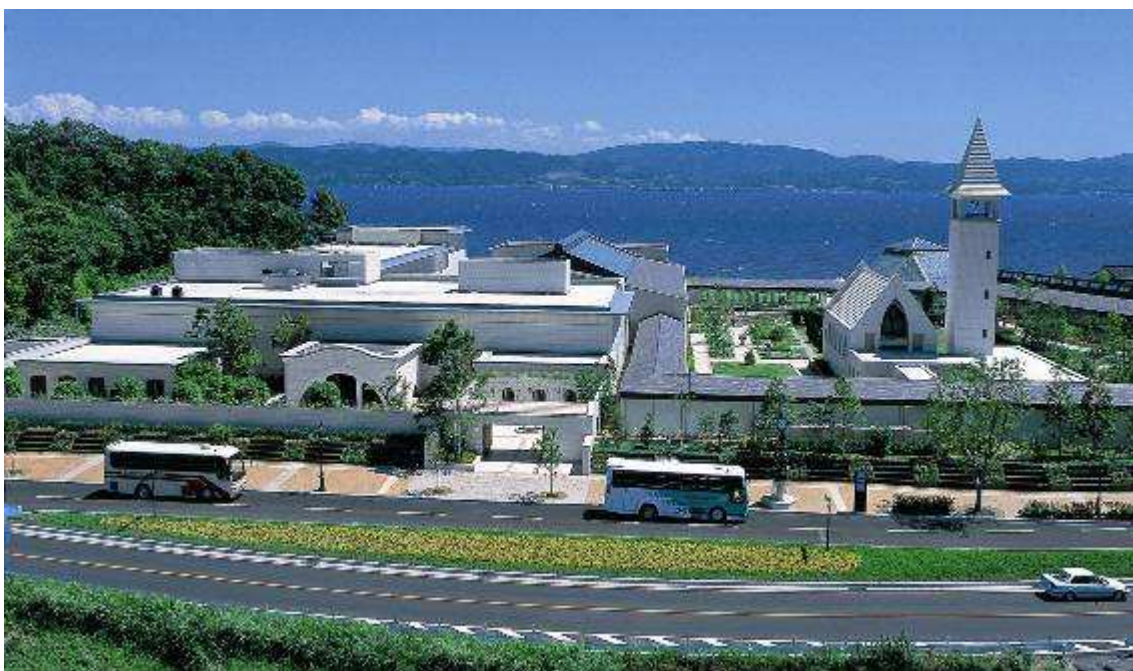
〈駐車場の写真：平成19年3月25日撮影〉

### 乗用車や観光バスで満車の駐車場

アメリカの装飾美術の巨匠、ルイス・C. ティファニーの作品を中心に展示。  
美術館のオープン間際に松江市役所内の紛争に巻き込まれ美術館は大きな打撃を受けましたが、それでも初年度(H13. 4. 28～H14. 4. 27の1年間)は323,907人の方にお越しいただきました。



## ルイス・C. ティファニー庭園美術館：当社所有・管理



〈美術館・チャペルの全景写真：平成15年10月14日撮影〉

### ルイス・C. ティファニー庭園美術館・チャペルを望む

美術館の建物の外壁・内壁は、優美なライムストーンを用いました。

美術館は、平成19年3月末日を以って  
心ならずもオープンから6年で松江から撤退いたしました。



〈美術館エントランスホール棟前の写真：平成14年5月27日撮影〉

### ルイス・C. ティファニー庭園美術館の前庭“花の広場”を望む

美・食・花・遊そして“夢”を満たす美術館を目指しつくりました。

美術館前にパティオ・花の広場をつくり、  
四季折々の花をお楽しみいただけるように最善を尽くしていました。



## イングリッシュ・ガーデン：松江市所有・管理



〈回廊前のイングリッシュ・ガーデンの写真：平成16年10月16日撮影〉

### 松江市、オープンから3年後にイングリッシュ・ガーデンの土の入れ替え工事

松江市は、イングリッシュ・ガーデンのオープン前に土の入れ替え工事を行わず、観光のベストシーズン（9月～11月）になると毎年のようにショベルカーで大掛かりな土の入れ替え工事を行いました。



〈管理が不十分なイングリッシュ・ガーデンの写真：平成18年1月12日撮影〉

### オープンから5年後の松江市のイングリッシュ・ガーデン

松江市のイングリッシュ・ガーデンは、オープンから5年経ってもその管理は杜撰で手入れも不十分で、質の低さが目立ちみすばらしいものでした。このイングリッシュ・ガーデンは、松江市が約束した国内でも屈指の庭園とは程遠いものでした。

## 松江市、土地を返還せず現在も不法占有

### ●松江市、無償貸与の使用期限が終了しても土地を返還せず不法占有

当社の親会社は、松江市より美術館建設用地8,500.04㎡(約2,570坪)を購入しました。ところが、思いも寄らぬことに松江市より「売却した美術館建設用地8,500.04㎡(約2,570坪)のうちの一部764.76㎡(約230坪)を、美術館(当社の親会社所有)とイングリッシュ・ガーデン(松江市所有)との回遊性と集客能力を高めることを目的に10年間、無償で貸してください。」との要請が当社の親会社にありました。

この松江市の要請を当社の親会社は集客能力を高めるためとお話なので断ることもできず承諾し平成11年6月14日から平成21年6月13日までの10年間、土地使用料は無償で貸与することとし平成11年6月14日付にて土地使用に関する覚書「別紙3/6」を締結しました。

その後、当社の親会社は10年間の契約期限が満了となる約6ヵ月前の平成20年11月7日に松江市に契約終了の通知「別紙4/6」をし、無償貸与している土地の返還を請求しました。しかし、松江市は当社の親会社からの返還請求にも応じず平成22年11月10日現在、不法占有を続け、松江市から土地の返還日についてのお話ありません。当社の親会社が松江市の違法行為及び債務不履行を訴えた裁判は、平成22年10月5日に結審し、裁判上の問題は終結しましたが、松江市は当社の親会社から無償で借用している土地を、未だに不法占有を続けています。

### ●松江市の不法占有を市議会は放置し、黙認を続けるのか

市民の代表である松江市議会が、松江市の不法占有という重要な案件を放置しているのであれば、松江市議会はこのような不名誉な批判に対し、どのように松江市民に説明するのでしょうか。松江市の不法占有を放置しておくことは、町の恥辱と立ち上がる市議会議員は松江にはいないのでしょうか。

当社の親会社が松江市から購入した土地の平成22年11月10日現在の状況は概略図「別図5/6」の通りです。松江市が不法占有している土地“B”「別図5/6」で分断されているため、当社の親会社が所有の土地“A”「別図5/6」へ入ることができません。

また、当社の親会社が所有している土地へは、写真「別紙6/6」の松江市が設置した奥行き約2m、高さ約1.5m、長さ約5.5mのカスケード(階段式花壇)が当社の親会社が所有している土地の前にあるため、“C”「別図5/6」及び“D”「別図5/6」の2箇所からしか中に入ることができません。

当社が美術館を運営していた当時、松江市は、当社の親会社が所有している土地と国道との間の車道を、午後5時30分から午前7時まで、“E”「別図5/6」の箇所に、鉄製の車止めを嵌め車道を閉鎖しました。

この閉鎖により、当社の親会社が所有している土地の主要口である“C”「別図5/6」に車が門の近くへ寄りつけられなくなり、当社の店舗展開に支障を来しました。この時間帯の車道の閉鎖は合点できないものでした。ところが松江市は、当社の親会社が松江から美術館を撤退してから、イングリッシュ・ガーデン(松江市所有)にレストランをつくり賃貸(売上歩合)し、暫くすると写真「別紙6/6」のように、この車道の閉鎖を止めています。当社が美術館を運営していた時は、どうして車道を閉鎖したのか合点できないうちの一つです。

当社の親会社が松江市から購入した土地と隣地の松江市の土地(市立中学校跡地)は、そもそも一体でした。平成21年5月11日、松江市から「・・・借り受けている土地並びにチャペル跡地について、売却いただきますよう、お願いいたします。・・・」という書面が当社の親会社に

届きました。

当社の親会社と松江市の間で平成9年7月28日付にて締結した確認書の3項に「・・・7年以内に美術館を建設しないときは、甲（松江市）にその土地を前条（2）に記載の金額で無条件に売却し、この間の金利は付きません。」という条項を当社の親会社は尊重しました。

松江市から購入した土地は、土地の形状からして分割はできませんが、松江市から購入した土地はすべて松江市に売却しますと、当社の親会社は松江市に伝えました。ところが、その後、松江市から土地を購入する話はなく、不法占有を続けています。

後述のことは平成22年6月30日付「美術館誘致をめぐる不条理劇の顛末」に詳述の一例ですが、最初、松江市から当社の親会社に「・・・活性化を図りたいと考えています。是非とも宍道湖畔に美術館を建設してください。」と、熱心に誘致されたのが始まりです。

松江市は「高速船は発注済である。その後、関係機関との協議により見通しが立ち、近く航路認定（松江港～出雲空港）がおこなわれる見通しである。この船を湖北芸術文化村（ルイス・C・ティファニー庭園美術館）に寄港させることについては関係機関と市が協議した結果、浚渫、漁業補償について解決の見通しが立ったので、県と市が責任を持って2001年4月までに寄港することを確約する。」などと虚偽を言って、当社の親会社に土地を購入させ美術館をつくらせました。

これについて、松江地裁は、松江市が美術館の誘致時に約束した高速船について、「現在、高速船は発注済である」などと説明したことは「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しの告知であり、説明義務に違反しており、違法な行為であったというべきである」と判示しました。

また、広島高裁松江支部は、「虚偽事実等の告知は、控訴人（当社の親会社）と被控訴人（松江市）間の平成9年7月28日の3合意に基づく説明義務に反するものである・・・」、「虚偽の事実とそれを前提とした根拠のない見通しを告知したことは行政を行う立場にある者として行ってはならないことであり、不適切な言動であったといえる」と判示しました。という事実も申し添えます。

平成22年11月10日、当社は地方自治体を所管されている総務省・片山善博総務大臣に、松江市が不法占有している実態をお伝えし、調査いただき、1日も早く善処賜るようお願いいたしました。

松江市は、当社の親会社が無償で貸与した土地の契約期限が終了しても不法占有を続けています。地方自治体においてこのような理不尽な行為が許されるのでしょうか。本ホームページを見られた方で、地方自治体が不法占有を続けている事例をご存知の方がおられましたら、その事例、或いは本件に関するご意見を下記に記載の「本稿担当部署 企画開発部」までファックスにてお送りいただければ幸甚でございます。なお、文中で当社の親会社と記載していますが、堀内不動産株式会社のことをいいます。

松江市との問題に関し平成22年6月30日付「美術館誘致をめぐる不条理劇の顛末」、同年10月8日付「上告棄却」及び本書面「松江市、土地を返還せず現在も不法占有」と合わせて3回に亘り、このようなことが2度と起きないことを願いホームページで開示させていただきました。

平成22年11月10日  
グレコ・コーポレーション株式会社  
代表取締役社長 堀内 武雄

本稿担当部署 企画開発部  
F a x : 0 5 2 ( 5 8 6 ) 2 8 6 0



平成11年6月14日付「土地使用に関する覚書」

土地使用に関する確認書

松江市（以下「甲」という。）、堀内不動産株式会社（以下「乙」という。）及びグレコ・コーポレーション株式会社（以下「丙」という。）は、甲が乙の土地を使用するにあたり以下のとおり確認する。

1. 目的

甲は（仮称）夕日公園を整備するにあたり、乙が所有し、丙が管理する敷地内に、甲がルイス・C. ティファニー庭園美術館と（仮称）夕日公園との回遊性と集客能力を高めることを目的に回廊及びこれを補完するための修景施設（ガーデン）を整備するものである。

2. 無償貸付

乙は別図1に掲げる土地を甲に無償で貸し付け、甲は、これを借り受ける。

3. 貸し付け物件

甲が借り受ける物件は別図1のとおりとする。

4. 借り受け期間

甲は移転登記完了の日から10年間、前項の土地を借り受けるものとする。

5. 管理

甲が整備する回廊及びこれを補完する修景施設（ガーデン）は、甲が整備する（仮称）夕日公園施設と一体的に管理を行うものとする。

6. 確認書の更新

移転登記完了の日から10年間が経過する日までに甲・乙・丙いずれからも疑義がない場合には、本確認書は自動継続されるものとする。

この確認書の証として本書3通を作成し、三者記名捺印の上、各1通を保有する。

平成11年6月14日

(甲) 松江市末次町86番地

松江市長 宮岡 寿雄



(乙) 名古屋市中村区名駅3丁目25番9号  
堀内不動産株式会社

代表取締役社長 堀内 武雄

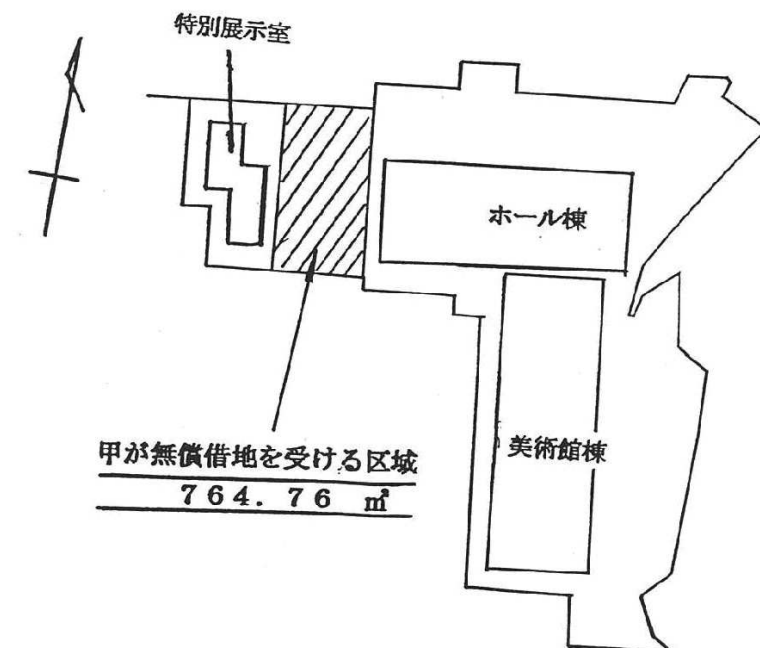


(丙) 名古屋市中村区名駅3丁目25番9号  
グレコ・コーポレーション株式会社

代表取締役社長 堀内 武雄



別図1



※情報保護のため、印影はボカシ処理を施しています。

平成20年11月7日付「契約終了の通知」

「土地使用に関する確認書」の契約終了の  
ご通知

堀内不動産株式会社及びグレコ・コーポレーション株式会社と松江市との間で、平成11年6月14日付で締結した「土地使用に関する確認書」は、平成11年6月14日から平成21年6月13日までの契約期間です。平成21年6月13日を以て期間満了となります。本契約は継続せず終了とする旨、ご通知します。

なお、貴市が弊社より無償借用している土地は、本契約終了までに原状に復して、本契約終了と同時に返還してください。

平成20年11月7日

〒450-0002  
名古屋市中村区名駅三丁目25番9号  
堀内不動産株式会社  
代表取締役社長 堀内 武雄  
〒450-0002  
名古屋市中村区名駅三丁目25番9号  
グレコ・コーポレーション株式会社  
代表取締役社長 堀内 武雄

18

117

〒690-0846

島根県松江市末次町86番地

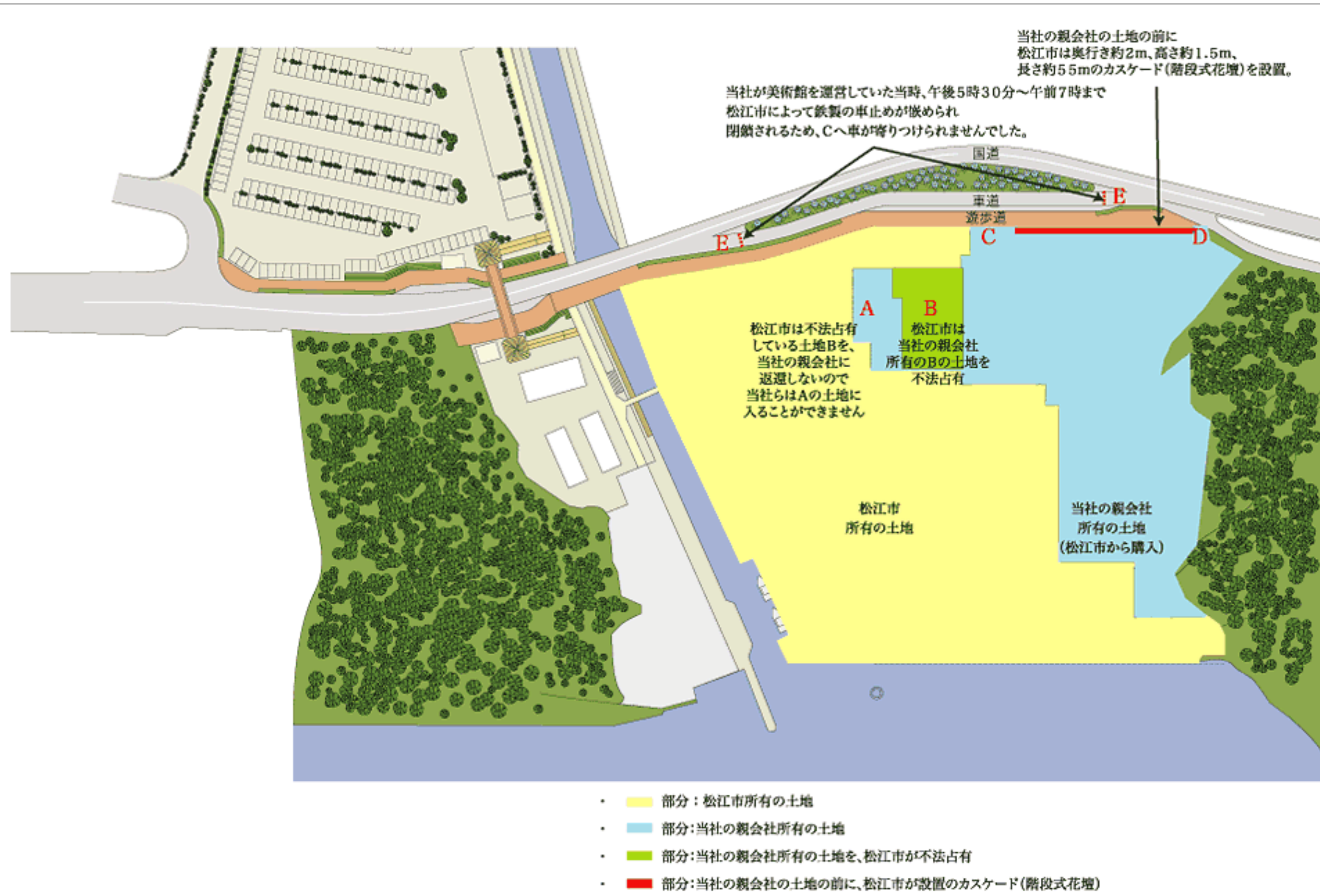
松江市長 松浦 正敬 様

この郵便物は、平成20年11月7日第26560号  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します  
郵便事業株式会社

20.11.7

郵便認証司  
平成20年11月7日

当社の親会社が松江市から購入した土地の状況（概略図）  
＜平成22年11月10日現在＞





美術館撤退後の写真  
<平成22年11月4日、5日撮影>



松江市が設置した長さ5.5mの  
カスケード（階段式花壇）

2010.11.04

当社が所有している土地へは、松江市が設置した奥行き約2m、高さ約1.5m、長さ約5.5mのカスケード（階段式花壇）が当社の親会社所有の土地の前にあるため、2箇所からしか中に入ることができません。



松江市が車道に鉄製の  
車止めを嵌めていた跡

2010.11.05

松江市は当社の親会社が所有している土地と国道との間の車道を、午後5時30分から午前7時まで、鉄製の車止めを嵌め車道を閉鎖していました。この時間帯の閉鎖は合点できないものです。松江市は美術館撤退後、暫くしてから車止めを止めています。